

新型コロナウイルス感染症の対応について

1 立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況

(令和3年9月29日以降)

回	開催日時	決定・報告・検討・確認事項
71	9月29日(水) 午後4時15分～	<ol style="list-style-type: none">市内の感染状況等について 新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。(別紙1)緊急事態宣言解除後の対応について 緊急事態宣言が解除される10月1日以降の対応について、以下のとおり決定しました。<ul style="list-style-type: none">公共施設等の利用制限及びイベント等の取扱いについて 東京都が令和3年9月28日付で発表した「東京都におけるリバウンド防止措置」(別紙2)に準じて、別紙のとおり対応することとしました。(別紙3)教育委員会の対応について 緊急事態宣言解除後の学校教育等について、別紙のとおり実施していくこととしました。(別紙4)新型コロナウイルスワクチン接種事業について ワクチン接種事業について、最新の接種状況や今後の対応等に関して別紙のとおり報告がありました。(別紙5)自宅療養者への支援について(案) 今後の新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、緊急事態宣言が発出されるなどの場合、健康状態をよりの確に把握し、適切な治療行為を行うため、立川市が東京都から受ける自宅療養者の情報を活用して、関係団体等と連携して自宅療養者支援を行うなどの対応について検討していることを確認しました。(別紙6)令和3年度高齢者のつどいについて 10月23日(土)に開催を予定していた「令和3年度高齢者のつどい」について、緊急事態宣言が解除されることを受け、感染症対策を徹底したうえで開催することとしました。

令和3年9月30日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和3年9月29日（水）（午後4時15分～）に、第71回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のとおり決定等いたしました。

記

【決定等事項】

○ 市内の感染状況等について

新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。（別紙1）

○ 緊急事態宣言解除後の対応について

緊急事態宣言が解除される10月1日以降の対応について、以下のとおり決定しました。

・ 公共施設等の利用制限及びイベント等の取扱いについて

東京都が令和3年9月28日付で発表した「東京都におけるリバウンド防止措置」（別紙2）に準じて、別紙のとおり対応することとしました。（別紙3）

・ 教育委員会の対応について

緊急事態宣言解除後の学校教育等について、別紙のとおり実施していくこととしました。（別紙4）

○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

ワクチン接種事業について、最新の接種状況や今後の対応等に関して別紙のとおり報告がありました。（別紙5）

○ 自宅療養者への支援について（案）

今後の新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、緊急事態宣言が発出されるなどの場合、健康状態をよりの的確に把握し、適切な治療行為を行うため、立川市が東京都から受ける自宅療養者の情報を活用して、関係団体等と連携して自宅療養者支援を行うなどの対応について検討していることを確認しました。（別紙6）

○ 令和3年度高齢者のつどいについて

10月23日（土）に開催を予定していた「令和3年度高齢者のつどい」について、緊急事態宣言が解除されることを受け、感染症対策を徹底したうえで開催することとしました。

立川市新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

【令和3年9月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)
新たな患者数	25	21	25	25	22	8	8	9	13	17	7	12	12	10	14	12	7	5	4	2	4	1	1	1	4	4	2	2		
患者数の累計	2958	2979	3004	3029	3051	3059	3067	3076	3089	3106	3113	3125	3137	3147	3161	3173	3180	3185	3189	3191	3195	3196	3197	3198	3202	3206	3208	3210		
退院等者数の累計	2639	2670	2686	2723	2758	2788	2791	2870	2883	2892	2916	2931	2949	2971	2989	2997	3028	3050	3060	3088	3093	3106	3116	3122	3133	3140	3142	3142		
入院・療養中の患者数	319	309	318	306	293	271	276	206	206	214	197	194	188	176	172	176	152	135	129	103	102	90	81	76	69	66	68	0	0	

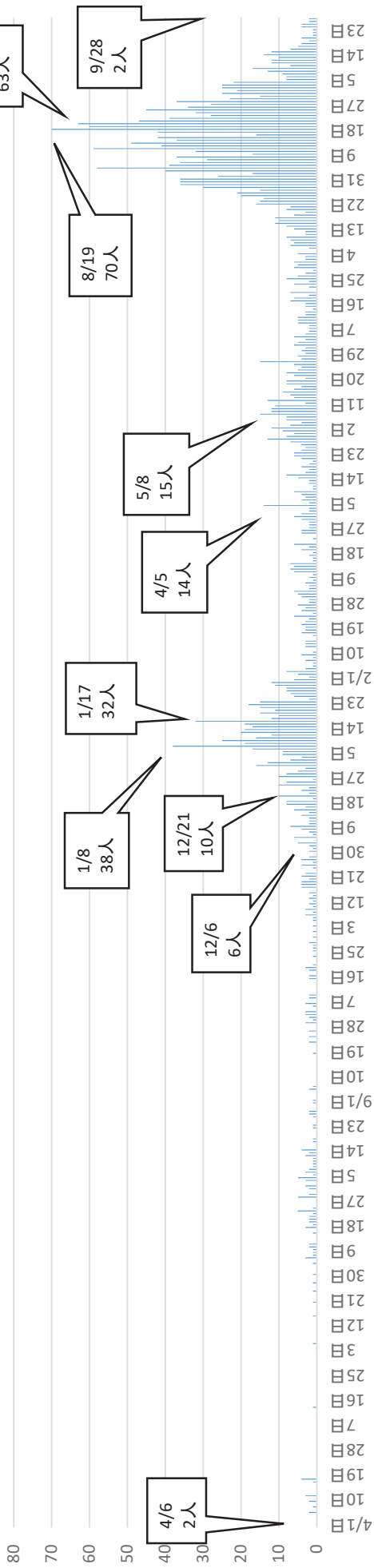
【令和3年8月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)
新たな患者数	36	26	17	40	58	39	36	29	37	17	32	59	41	49	37	42	16	42	70	60	63	47	39	28	32	45	34	28	37	23	15
患者数の累計	1795	1821	1838	1878	1936	1975	2011	2040	2077	2094	2126	2185	2226	2275	2312	2354	2370	2412	2482	2542	2605	2652	2691	2719	2751	2796	2830	2858	2895	2918	2933
退院等者数の累計	1561	1572	1599	1618	1629	1648	1668	1702	1739	1767	1797	1828	1851	1881	1884	1914	1978	2028	2067	2080	2099	2147	2185	2266	2312	2339	2390	2440	2479	2524	2601
入院・療養中の患者数	234	249	239	260	307	327	343	338	338	327	329	357	375	394	428	440	392	384	415	462	506	505	506	453	439	457	440	418	416	394	332

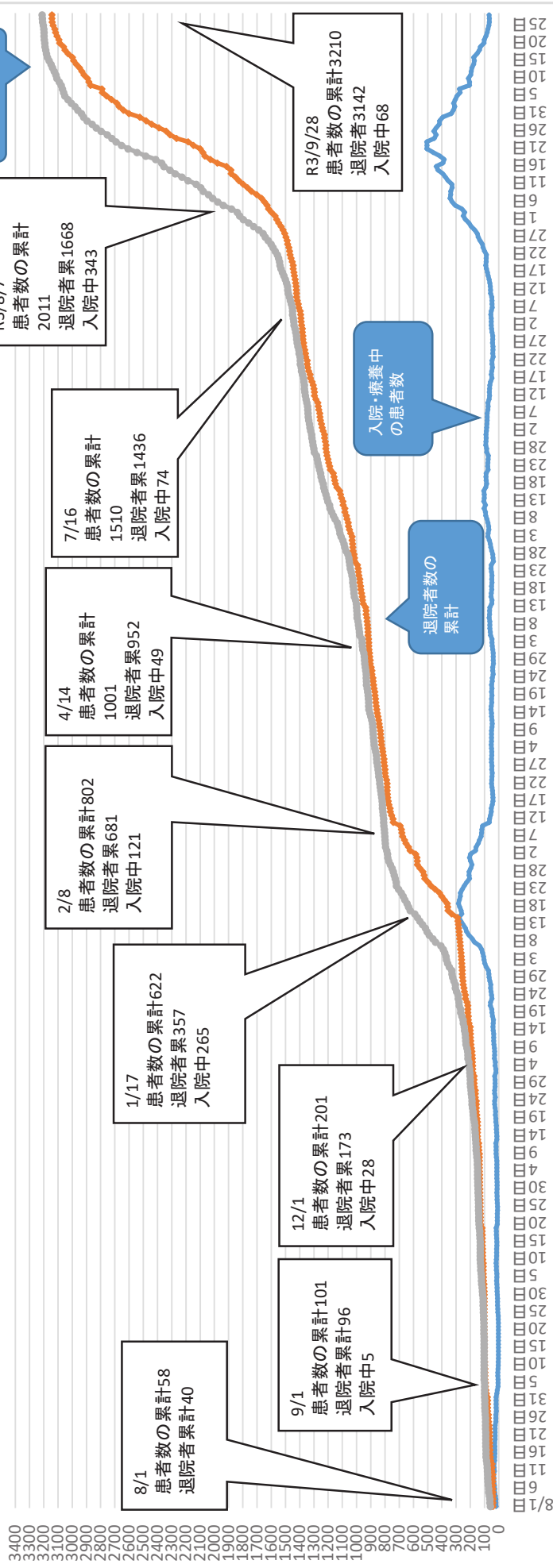
【令和3年7月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)
新たな患者数	5	6	3	3	5	0	2	7	6	7	8	3	3	6	8	11	10	11	6	3	8	7	16	15	14	20	21	15	30	37	36
患者数の累計	1432	1438	1441	1444	1449	1449	1451	1458	1464	1471	1479	1482	1485	1491	1499	1510	1520	1531	1537	1540	1548	1555	1571	1586	1600	1620	1641	1656	1686	1723	1759
退院等者数の累計	1381	1385	1389	1391	1393	1396	1406	1410	1416	1422	1422	1424	1425	1428	1432	1436	1440	1445	1446	1452	1460	1468	1471	1476	1484	1488	1497	1505	1517	1530	1548
入院・療養中の患者数	51	53	52	53	56	53	45	48	48	49	57	58	60	63	67	74	80	86	91	88	87	100	110	116	132	144	151	169	193	211	

感染者数(新規陽性者数) R2年4月~R3年9月



感染者数(累計、入院・療養中者数) R2年8月~R3年9月



東京都におけるリバウンド防止措置

令和3年9月28日

東京都

1. 東京都におけるリバウンド防止措置

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和3年10月1日（金曜日）0時から10月24日（日曜日）24時まで

(3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下の要請等を実施

①都民向け

- ・ 外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動することを要請 等

②事業者向け

- ・ 施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・ 催物（イベント等）の開催制限 等

なお、10月25日（月曜日）以降の措置等の内容については、別途、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、決定する。

また、上記期間の終了前であっても、感染状況等に応じ、専門家の意見を聴取した上で、措置等の強化又は緩和を行うことがある。

2. 都民向けの要請

- 外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動することを要請
(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第24条第9項)
- 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底することを要請 (法第24条第9項)
- 21時以降、飲食店等に入入りしないことを要請 (法第24条第9項)
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請
(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none">● 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間の短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項）・ 同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とすることを要請（法第24条第9項）・ 11時から20時までの間、酒類提供・持込を可とする
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none">● 上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間の短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項）・ 酒類提供・持込の自粛を要請（法第24条第9項）● 飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合、カラオケ設備の利用自粛を要請（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受け ている結婚式場	<ul style="list-style-type: none">● 飲食を主として業とする店舗以外において、カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項） <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none">●以下の取組の実施を要請（法第24条第9項）<ul style="list-style-type: none">・従業員に対する検査の勧奨・入場をする者の整理等・発熱等の症状のある者の入場の禁止・手指の消毒設備の設置・事業を行う場所の消毒・入場をする者に対するマスク着用周知・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）・施設の換気・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	<ul style="list-style-type: none">●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(2) イベント関連施設等への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、 演芸場 等	<ul style="list-style-type: none">● 規模要件等に沿った施設の使用を要請 (法第24条第9項) (「3(6) イベントの開催制限」参照)● 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	<ul style="list-style-type: none">● 以下の取組の実施を要請 (法第24条第9項)<ul style="list-style-type: none">・従業員に対する検査の勧奨・入場をする者の整理等・発熱等の症状のある者の入場の禁止・手指の消毒設備の設置・事業を行う場所の消毒・入場をする者に対するマスク着用周知・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)・施設の換気・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等	<ul style="list-style-type: none">● 施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請 (法第24条第9項)● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	<ul style="list-style-type: none">● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、 換気の確保等、感染対策の徹底を要請 (法第24条第9項)● 業種別ガイドラインの遵守を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、 柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、 陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、 バットイング練習場、スポーツクラブ、 ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 規模要件等に沿った施設の使用を要請 (法第24条第9項) (「3(6) イベントの開催制限」参照) ● 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼 ● 以下の取組の実施を要請 (法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請 (法第24条第9項)
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、 動物園、植物園 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項) ● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、 換気の確保等、感染対策の徹底を要請 (法第24条第9項) ● 業種別ガイドラインの遵守を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、 百貨店 等	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼 (生活必需物資を除く。)● 以下の取組の実施を要請（法第24条第9項）<ul style="list-style-type: none">・ 従業員に対する検査の勧奨・ 入場をする者の整理等・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止・ 手指の消毒設備の設置・ 事業を行う場所の消毒・ 入場をする者に対するマスク着用周知・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)・ 施設の換気・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
遊技場 (第9号)	マーじゃん店、パチンコ屋、 ゲームセンター 等	<ul style="list-style-type: none">● 百貨店の地下の食料品売り場等に対し、入場者の整理等 の実施を要請（法第24条第9項）● 施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請 (法第24条第9項)● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、 射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場 等	<ul style="list-style-type: none">● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、 換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項）● 業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、 エステティック業、リラクゼーション業 等	

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底について、協力を依頼
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底について協力を依頼 ・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る
大学等 (第3号)	大学等	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することについて協力を依頼
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと ・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・入場整理の実施
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと ・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限（※令和3年10月30日（土）24時まで）

- イベント主催者等に対して、規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った開催を要請（法第24条第9項）

	施設の収容定員（※1）		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超～20,000人以下
大声なし （※2）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
大声あり （※2）	収容定員の半分まで可		

（大声なし）クラシック音楽、演劇等（大声あり）ロックコンサート、スポーツイベント等

※1 収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1m）を確保できることが必要

※2 大声なし、大声ありの判断は、実態に照らして個別具体的に判断

- 営業時間の短縮（5時～21時）について、協力を依頼
- 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底について、協力を依頼
- 接触確認アプリ等の利用奨励を要請（法第24条第9項）
- (7) 職場への出勤等
 - 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
 - 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅について、協力を依頼

「東京都におけるリバウンド防止措置」に基づく対応

△:開館時間の短縮を協力依頼する施設

施設名称	10月1日から10月24日までの対応	備考
スポーツ施設 (泉体育館、柴崎体育館、練成館(屋内体育施設))	△	・体育室、トレーニング室、プールについて、入替制及び人数制限あり ・泉体育館は10月4日から、柴崎体育館は、10月5日から
学校施設の貸出 (体育館・校庭(スポーツ利用))	△	・利用にあたっては、十分な距離の確保を周知
スポーツ施設 (野球場、庭球場など屋外体育施設)	△	・利用にあたっては、十分な距離の確保を周知し、大会・イベント開催時は人数制限をする場合あり ・スケートパークは19時まで
たましんRISURUホール (立川市市民会館)	△	・大ホール・小ホールは人数制限あり
旧若葉小学校	△	
歴史民俗資料館	△	・混雑時、入場を制限する場合あり
古民家園	△	・混雑時、入場を制限する場合あり
女性総合センターアイム	△	・アイムホールは人数制限あり
子ども未来センター (立川まんがぱーくを含む)	△	・混雑時、入場を制限する場合あり
たちかわ創造舎	△	・混雑時、入場を制限する場合あり
学校施設の貸出(教室)	△	
たまがわみらいパーク	△	
清掃工場の付帯施設	△	
学習館	△	
学習等供用施設	△	
西砂りサイクルショップ	△	・店内が混雑した場合、入場を制限する場合あり
福祉会館	△	・浴室について、混雑時は入替制及び人数制限あり
立川競輪場	△	・本場を有観客開催とし、場外開催は入場再開とする。 ・入場人数制限(上限5,000人)
児童館	△	・混雑時、入場を制限する場合あり
図書館	△	・混雑時、入場を制限する場合あり
八ヶ岳山荘	△	・食堂、浴室について、混雑時は入替制及び人数制限あり

・各施設、21時までの退館にご協力ください。

・施設の利用にあたっては、手指消毒やソーシャルディスタンスの確保等、感染症対策の徹底にご協力ください。

・イベントの取り扱いについては、別紙2「東京都におけるリバウンド防止措置」3. 事業者向けの要請等(6)イベント開催の制限に準じることとします。

・今後の状況によっては対象施設や期間が変更となる可能性があります。その際は改めてお知らせいたします。

緊急事態宣言解除後の教育委員会の対応について

1 学校教育について

(1) 基本の方針

- ・学校については、感染症対策を引き続き徹底しながら学びを途切れさせないため、学校運営を継続する。
- ・感染症対策を講じてもなお感染リスクが高くなる活動は制限し、今後の実施に向け、時期や方法等を調整するとともに代替案も検討する。
- ・臨時休業する場合は、タブレット PC 等を活用して児童・生徒とつなぎ、学びを継続する。

(2) 具体的対応

① 主な学校行事

- ・ 宿泊行事 見学先等の状況を踏まえて検討する。
- ・ 校外学習 見学先等の状況を踏まえて検討する。
- ・ 授業公開 感染症対策を踏まえて検討する。
- ・ 中学校部活動 都立学校の取扱いに準じ、感染症対策を徹底し、各学校の状況を踏まえて検討する。

② 教育活動時の配慮事項

引き続き以下の感染症対策等の取組を実施する。

- ・ 検温等の健康観察
- ・ 学校生活の中での感染予防
- ・ 欠席児童・生徒に対して、タブレット PC 等を活用した学習支援
- ・ 児童・生徒の心のケア 等

2 社会教育施設について

(1) 基本の方針

教育委員会所管の地域学習館、学習等供用施設、学校施設開放等については、市民利用施設として市長部局の関連部署の施設と同対応とする。

新型コロナウイルスワクチン接種の状況について

1 新型コロナウイルスワクチン接種状況

(1) 接種実績（年齢別） ※9月27日（月）現在

年齢	対象者数	1回目	接種率	2回目	接種率
90～	2,667	2,234	83.8%	2,157	80.9%
80～89	11,921	10,774	90.4%	10,503	88.1%
70～79	21,279	19,081	89.7%	18,708	87.9%
65～69	9,669	8,213	84.9%	7,994	82.7%
60～64	9,340	7,719	82.6%	7,066	75.7%
50～59	26,304	20,323	77.3%	17,385	66.1%
40～49	28,494	20,043	70.3%	15,112	53.0%
30～39	22,911	13,810	60.3%	5,834	25.5%
20～29	22,140	12,060	54.5%	4,875	22.0%
12～19	12,490	7,795	62.4%	3,001	24.0%

※VRS（ワクチン接種記録システム）に基づいたデータで、実際の数とは2週間程度のタイムラグがある。

(2) 接種実績（階層別） ※9月27日（月）現在

年齢	対象者数	1回目	接種率	2回目	接種率
65～	45,536	40,302	88.5%	39,362	86.4%
0～64	139,125	81,750	58.8%	53,273	38.3%
全体	184,661	122,052	66.1%	92,635	50.2%
12～	167,215	122,052	73.0%	92,635	55.4%

※対象者数は、令和3年4月1日現在の人口数（※64歳以下に0～11歳を含む）

※9月29日現在、全体では1回目123,982名（接種率67.1%）、2回目99,036名（53.6%）

2 新型コロナウイルスワクチン接種予測

(1) 接種予測（年齢別）

年齢	対象者数	9/27時点				9月末時点接種予定数(接種率)		10月末時点接種予定数(接種率)	
		1回目	接種率	2回目	接種率	1回目	2回目	1回目	2回目
90～	2,667	2,234	83.8%	2,157	80.9%	83.8%	81.2%	84.2%	81.8%
80～89	11,921	10,774	90.4%	10,503	88.1%	90.5%	88.7%	90.6%	89.4%
70～79	21,279	19,081	89.7%	18,708	87.9%	89.8%	88.5%	89.9%	89.1%
65～69	9,669	8,213	84.9%	7,994	82.7%	85.2%	83.3%	85.4%	84.2%
60～64	9,340	7,719	82.6%	7,066	75.7%	83.0%	78.0%	83.3%	80.3%
50～59	26,304	20,323	77.3%	17,385	66.1%	77.8%	69.8%	78.4%	73.3%
40～49	28,494	20,043	70.3%	15,112	53.0%	71.2%	58.6%	71.8%	63.5%
30～39	22,911	13,810	60.3%	5,834	25.5%	61.8%	41.8%	62.9%	51.2%
20～29	22,140	12,060	54.5%	4,875	22.0%	56.5%	39.3%	58.1%	50.3%
12～19	12,490	7,795	62.4%	3,001	24.0%	65.0%	36.4%	66.6%	49.9%

※9/27時点予約可能期間：1回目（3週間）10/18（月）まで、2回目10/31（日）まで

(2) 接種予測（階層別）

年齢	対象者数	9/27 時点				9月末時点接種 予定数(接種率)		10月末時点接種 予定数(接種率)	
		1回目	接種率	2回目	接種率	1回目	2回目	1回目	2回目
65～	45,536	40,302	88.5%	39,362	86.4%	88.7%	87.0%	88.8%	87.7%
0～64	139,125	81,750	58.8%	53,273	38.3%	59.9%	46.8%	60.7%	53.2%
全体	184,661	122,052	66.1%	92,635	50.2%	67.0%	56.7%	67.6%	61.7%
12～	167,215	122,052	73.0%	92,635	55.4%	74.0%	62.7%	74.7%	68.1%

3 10月期における集団接種

【多摩信用金庫】全8回（1回あたり約300人）

[日程]10月13日（水）～15日（金）、18日（月）～19日（火）、27日（水）～29日（金）

[時間]18：30～21：00（最終受付：20：30）

15日（金）は、生徒・学生等への接種枠を確保するため16：00開始予定（約600人）

※11月期については調整中

4 新型コロナウイルスワクチン予約状況（9～10月期）

月	日程	予約枠	1回目 予約者数	2回目 予約者数	予約者数 合計	予約枠 充足率
9月	1～10日	18,504	10,914	5,076	15,990	86.4%
	11～20日	20,673	5,163	9,698	14,861	71.9%
	21～30日	17,128	1,616	12,140	13,756	80.3%
	計	56,305	17,693	26,914	44,607	79.2%
10月	1～10日	11,275	1,000	6,434	7,434	65.9%
	11～20日	13,186	206	1,767	1,973	15.0%
	21～31日	10,586	-	938	938	8.9%
	計	35,047	1,206	9,139	10,345	29.5%

5 ワクチン接種予約について

国や東京都において、10～11月をワクチン接種の最終段階と位置付けていること、9月以降の予約を受付けている日程において予約が埋まらないことから、新型コロナウイルスワクチン接種予約について以下の予定とする。

(1) インターネットによる予約

10月31日（日）をもって予約受付を終了する。

※2回目の予約については6週間先まで予約を取れる仕組みから、11月5日（金）を最終予約日程となるよう予約システムの変更を行う。

(2) 電話による予約

11月1日（月）以降の予約は、すべて電話による予約受付とし、接種枠を縮小する。

※11月以降、土・日曜日、祝日の電話受付は終了する。

6 市内医療機関との調整

余剰ワクチンの滞留を防ぎ有効活用する必要があること、インフルエンザ予防接種の開始が予定されていることから、新型コロナウイルスワクチン接種事業に協力いただいている医療機関を対象に、今後のワクチン接種に関する取り組みについて調査を実施しており、その結果をもって予約枠を設定する予定。

7 追加接種（3回目接種）準備

新型コロナウイルスワクチン接種を2回接種した場合であっても、接種後の時間の経過によりワクチンの有効性や免疫原性が低下することから、国の方針に基づき12月以降1回追加接種の準備を予定。

自宅療養者への支援について（案）

1 医師会への委託事業

○東京都は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第6項の規定に基づく連携の一環として、都が保有している自宅療養者等の個人情報について、支援に必要な範囲で提供することとなった。

○市内居住者への支援については、東京都が初期対応を行っているが、感染状況の増加等により、緊急事態宣言が発出されるなどの場合、健康状態をよりの確に把握し、適切な治療対応を行うため、立川市が東京都から受ける、自宅療養者の情報を基に、立川市医師会に自宅療養者支援を委託する。その際、立川市医師会は、訪問看護師、薬剤師等と連携し、自宅療養者支援を行う。

（1）支援内容

立川市からの情報（東京都の陽性者情報）を元に、訪問看護師が自宅養者へ電話をかける等により以下の支援を行う

① 健康状態の把握及び適切な治療対応

必要に応じて医師、薬剤師と連携して、必要な治療対応にあたる

② 食糧支援等

食料支援、パルスオキシメーター貸与の要望を聞き、要望があれば、市へ伝える。

（2）支援開始

まん延防止措置期間等において病院や保健所状況の検討を行い、緊急事態宣言発出時には実施していく。

2 災害時の対応

災害発生時において、避難所班等と情報共有し、適切な避難所運営が行われるよう活用していく。

(参考)

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第四十四条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

2 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症（病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。第七項において同じ。）のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者に対し、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設（当該感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。同項において同じ。）若しくは当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

3 前二項の規定により報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。前二項の規定により協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給（次項において「食事の提供等」という。）に努めなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により、必要な食事の提供等を行った場合は、当該食事の提供等を受けた者又はその保護者から、当該食事の提供等に要した実費を徴収することができる。

6 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、市町村の長と連携するよう努めなければならない。

7 都道府県知事は、第二項の規定により協力を求めるときは、当該都道府県知事が管轄する区域内における新型インフルエンザ等感染症の患者の病状、数その他当該感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、必要な宿泊施設の確保に努めなければならない。

2 東京都から提供される患者情報

①氏名、②住所、③連絡先、④生年月日、⑤性別、⑥発症日、⑦療養開始日、⑧その他、管轄する保健所が地域の実情に応じて提供する情報